

令和6年度川越市における農地利用最適化の 推進に係る施策等に関する意見書

川越市農業委員会

令和6年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書

日頃から川越市農業委員会の活動に対して格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市の農業は、首都近郊に位置する産地として、米、ほうれん草、小松菜、かぶ、枝豆、サツマイモ、里芋などを生産しており、市内はもとより首都圏にも出荷し、食料供給という重要な役割を担っています。

また、本市の農地は、県内でも有数の規模を誇り、自然環境の保全や良好な景観の形成とともに、災害時の防災空間としての役割など多面的な機能を有しており、広く市民全体に利益をもたらしています。

川越市では、第四次川越市総合計画後期基本計画に基づき、食料の安定供給の確保、農産物のブランド化の推進、多様な担い手の育成・確保の推進、農地の有効活用、農業とのふれあいの推進など農業の振興のための様々な施策に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化等に加え、社会情勢に起因する肥料・飼料・燃料などの資材価格等の更なる高騰により一層厳しい状況が続いております。

そのような中で、本会においては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組んでいるところです。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書を提出いたしますので、令和6年度の予算編成及び農業施策の推進にあたり、更なる支援の拡充について特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年10月19日

川越市長 川合善明様

川越市農業委員会
会長 石川秀夫

1 優良農地の保全等の推進のための支援

農地等の利用の効率化及び高度化を促進するためには、生産基盤となる農用地の適切な保全とともに、ほ場整備等による優良農地の確保が不可欠です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 農業基盤の整備の推進について

生産性の向上と営農条件の改善を図ることにより、経営体の育成とともに、後継者等への円滑な経営移譲や農地の利用調整を促進し、意欲ある担い手に農地を集積・集約できるよう、埼玉型ほ場整備事業を強力に推進していただきたい。

また、未整備地域については、アンケートや座談会等により、地域の意向把握に努め、地域の実情に応じたほ場整備の早期実施の検討を進めていただきたい。

(回答)

現在の区画や水路などを活用した、低コストの埼玉型ほ場整備事業については、農作業の効率化を高めるとともに生産性の向上や農地の面的な集積を図るうえで有効な取組であると認識しております。

本市においては、令和元年度に下小坂・平塚地区の事業が完了し、昨年度は久下戸地区の整備事業が完了したところでございます。

今後も、様々な機会を捉え、地域における情報を収集する中でほ場整備への意向の把握に努めるとともに、地域の実情に応じた取組を検討してまいります。

(2) 多面的機能支払交付金の活用について

農地の多面的機能の適切な維持、発揮等のために支払われる「多面的機能支払交付金」については、交付金の増額及び事務の効率化を図り、小規模組織でも活用できるような制度への見直しを国及び県に対して強く要望していただきたい。

また、多くの地域で活用が促進されるよう、説明会を開催するなど周知を図っていただきたい。

(回答)

多面的機能支払交付金につきましては、現在、本市では11の活動組織がこの交付金を活用し、活動組織の意向に基づいた農地の維持活動や資源向上活動への取組を行っているところでございます。

本市におきましては、引き続き本事業の一層の充実が図れるよう活動

組織を支援していくとともに、同事業の更なる充実につきまして、国や県への働きかけに努めてまいりたいと考えております。

(3) 農地の保全・管理対策について

農地の保全等を請け負う農作業受託組織を育成するための施策に取り組んでいただきたい。

併せて、相続等によって農地を所有しているものの、保全・管理ができない所有者に対して作業受託事業者を紹介できるような体制の整備をお願いしたい。

(回答)

農地保全等を行う農作業受託組織の活動に対し、今後も支援を行ってまいります。

また、農地の保全管理等の作業を請け負える事業者の紹介につきましては、農業委員会、いるま野農業協同組合と連携して相談に応じるなど、体制の整備に努めてまいります。

(4) 遊休農地の発生防止・解消について

農業者が遊休農地を借り受け、これを解消した場合における、借り手の農業者の負担の軽減を図るため、市独自の助成金等の支援制度を創設していただきたい。

(回答)

遊休農地につきましては、農業委員会と連携して解消に努めているところでございますが、借り手農業者に対する支援につきましては検討してまいります。

2 営農環境の維持・向上の推進のための支援

持続可能な力強い農業を実現するためには、農地とともに農業者を取り巻く集落環境の整備により、営農環境の維持・向上を図ることが必要です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 農道及び農業用水路の整備について

農業用機械の大型化に伴い、狭あいな農道、路面の凹凸や路肩が崩れている農道は、作業効率が悪くなるだけでなく、重大な事故にもつながりかねないため、速やかに補修を進めるとともに、幅員が確保できるよう、地域の要望を踏まえ、農道及び農業用水路の整備を推進していただきたい。

特に素掘りの水路については、法面の崩落や土砂の堆積等による通水機能の低下が生じることから、農道及び水路の維持管理に効果的なU字溝の設置を積極的に推進していただきたい。

(回答)

農道につきましては、他の要望との兼ね合いを勘案しながら、現況道路敷の中で整備を検討してまいりたいと思います。

農業用水路の整備につきましては、関係する地域の自治会や水利組合からの御要望の主旨を踏まえ、優先度の高いものより順次進めてまいりたいと考えております。

また、荒川右岸用排水土地改良区の区域を含めた水路整備につきましても、協定書及び水路整備要望に基づき、優先度の高いものより順次進めてまいりたいと考えております。

(2) 農業用水の水質保全について

汚水が適切に処理されずに農業用水路に排水することによる水質の悪化が懸念されています。農業用水の水質保全を確保するため、公共下水道の整備を進めていただくとともに、地域の要望に合わせ、農業集落排水処理施設の整備を進めていただきたい。

また、早期の整備が難しい区域においては、合併処理浄化槽の維持管理に対する補助制度を継続するとともに、適切な維持管理についての周知及び指導を強力に推進していただきたい。

(回答)

公共下水道の整備につきましては、「川越市生活排水処理基本計画」に基づいた区分について、事業を推進いたします。また、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、関係部署と連携を図り、水質保全に努めてまいります。

また、農業集落排水処理施設につきましては、施設の適切な維持管理により、農業用水の水質保全を図ってまいります。

合併処理浄化槽の維持管理に対する補助制度につきましては、居住用合併処理浄化槽に対して、維持管理費用の一部を補助する制度を定めており、今後も継続してまいりたいと考えております。

浄化槽管理者への適正な維持管理の周知及び指導につきましては、広報やホームページにて市民への周知を図るとともに、文書の送付などにより、適正な維持管理を実施するよう引き続き指導してまいります。

(3) 農業用井戸について

老朽化による機能の低下等により、新たに農業用井戸を掘る必要がある地域が出てきていますが、農業従事者の減少等によって個人負担が増大し、新規農業用井戸の導入、ひいては営農継続が困難になることも想定されます。このような集落環境の維持にかかわる、農業用井戸に対する補助金の増額について検討していただきたい。

(回答)

農業用井戸の新設・整備等につきましては、「川越市土地改良事業補助規則」に基づき、事業費の一部を実施主体である水利組合等に助成してまいります。

また、事業費に対する補助金の増額につきましては、今後の財政状況を踏まえ検討してまいります。

(4) 有害鳥獣対策について

鳥獣被害については、引き続き必要な研修会や講習会の開催や農作物の捨て置き防止の啓発とともに、箱わなの貸出しや、防鳥獣ネットや電気柵等の設置費用への助成をしていただきたい。

また、定期的に広報やホームページ等により有益な情報提供に加え、一定区域での一斉捕獲などの駆除対策の実施も検討をお願いしたい。

(回答)

鳥獣被害対策につきましては、川越市鳥獣被害防止対策協議会を通じて、アライグマ捕獲従事者養成研修会や電気柵設置講習会を開催するとともに、箱わなの貸し出し、農業者への情報提供等、農作物被害の減少に向けて取組んでまいります。

(5) 河川環境の整備について

河川敷において、雑草が生い茂り、不法投棄の温床になっているケースや有害鳥獣のすみかとなっているケースが見受けられます。市が管理する河川については、適正に管理していただき、市以外が管理する河川につい

ては、管理者に対し適正な管理を要望していただきたい。

また、河川に設置されている老朽化した堰の早急な補修について、河川管理者及び関係者との対応策に関する調整を進めていただきたい。

(回答)

国や県等で管理する河川敷の草刈りにつきましては、御要望の主旨を踏まえ、河川管理者と情報共有を図ってまいります。

また、市で管理する河川の草刈りにつきましては、限られた予算の中、現地の状況を把握しながら、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

地元水利組合が維持管理する堰について、施設の状況を注視するとともに、河川管理者や地元水利組合と対応策を検討してまいります。

3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善のための支援

農業者の高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少し、農家は大変厳しい状況に直面しています。そのような中、将来にわたり地域農業を持続的に発展させていくには、新規参入者等への支援や、既存の農家に対するきめ細かいサポート等により農業従事者を増加させることが必要です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 新規就農等への支援について

就農希望者に対する相談窓口を設け、説明会や講習会の開催等により、積極的に確保・育成を図っていただくとともに、更なる支援の充実をお願いしたい。

また、農業者の多数を占める小規模農家の営農改善につながるような支援をお願いしたい。

(回答)

就農希望者への就農相談につきましては、随時対応するとともにイベント時に就農相談会のブースを開設し、気軽に就農相談ができるような機会を設けてまいります。

新規就農者の育成サポートとしては、埼玉県や農業委員会、いるま野農業協同組合と連携し行うとともに、国の補助事業も積極的に活用してまいります。

また、本市の農業者の多数を占める小規模な農業者の営農活動に向けた支援を行ってまいります。

(2) 農業用機械や農業用施設の整備に対する助成について

物価高騰に伴い、農業用機械の購入及び農業用施設・設備の新設・改修等の費用負担は増大しており、担い手や既存の農家の農業経営を圧迫しているとともに、新規就農者への大きな障壁となっているため、農業用機械の導入及び施設の整備に係る費用に対する助成等、施策の拡充をお願いしたい。

(回答)

農業用機械の購入における助成につきましては、より高度化を図る農業者組織に対して、予算の範囲内で支援をしております。また、農業用施設の整備に対する助成に国や県等の補助事業が活用できるよう、情報収集等に努めてまいります。

(3) 女性農業者の支援及び育成について

農業に意欲的に取り組む女性農業者への支援のほか、市内で農業に親しめる女性向け講習会の開催等、女性農業者を育成する環境づくりをより強力に推進していただきたい。

(回答)

農業に意欲的に取り組む女性農業者については、担い手に向けた農業支援策を講じるとともに、女性農業者向けの研修会の実施などにも取り組んでまいります。

(4) 農業者を対象とする各種研修会について

農業技術の急速な進歩、経営規模の拡大、市場ニーズの多様化等により農業経営に求められる技術や知識は多岐にわたり、効率的な農業経営が求められています。これに応えられるよう、昨年、リニューアルオープンした「グリーンツーリズム拠点施設」等を活用し、農業技術や農業経営に関する様々な分野の研修会・講習会が積極的に開催されるよう、関係機関等への働き掛けをお願いしたい。

(回答)

農業者を対象とする各種研修会、講習会につきましては、埼玉県やいるま野農業協同組合など、関係機関と連携して実施できるよう、検討してまいります。

また、グリーンツーリズム拠点施設につきましては、農業関係者の研修の場として積極的に活用してまいります。

(5) スマート農業の推進について

農業従事者の高齢化や人手不足が課題となっている中、国及び県においてはスマート農業を推進しています。このことについて、農業者が必要とする栽培品目や栽培方法に即した情報収集に努めていただき、円滑に導入できるように情報の提供と支援をお願いしたい。

(回答)

スマート農業の推進を図るため、スマート農機の購入等に関して助成できるよう、補助事業の要綱を改正いたしました。このことについて、広く農業者へ周知し活用を促すとともに、国の支援策等の情報収集を行い、農業者に必要な情報を提供してまいります。

4 その他農業振興のための支援

地産地消の推進は、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを通じた地域の活性化、食育の推進等さまざまな効果が期待されます。

また、農産物のブランド化や消費拡大に向けた広報活動も大切です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 川越産農産物の普及について

農産物直売所や朝市の取組の充実を図っていただくとともに、市の施設の敷地を活用した簡易な朝市等の取組も検討していただきたい。

庭先販売・直売所マップ（川越プチマルシェ）については、情報の更新に努めていただき、SNSの利用など、より消費者の目に触れる機会を増やすようお願いしたい。

(回答)

庭先販売・直売所マップ（川越プチマルシェ）につきましては、昨年度に情報の更新を行っております。今後も直売イベント等で配布を行うなど、川越産農産物を広くPRするために活用してまいります。

また、簡易な直売手段の普及につきましては、農業者等の意向も把握しながら検討してまいります。

(2) 学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用について

児童・生徒に農業への関心を持ってもらうため、農業体験の授業等を充実していただくとともに、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の理解促進を図っていただきたい。

また、学校給食での川越産農産物の使用量の拡大により、教育現場で食育の推進を通して、地産地消を更に進めていただきたい。

(回答)

児童生徒に農業への関心を持たせ、食べ物への感謝の気持ちを育てるために、川越市では各校でみどりの学校ファームの活用や地域人材活用事業で地域での農業を営む方を講師とした農業体験を推進しております。

本市の学校給食では、可能な限り川越産農産物の使用に努めており、米については全て川越産を、青果については16～18品目を継続して使用しているところです。また、農家や食品メーカー、関係部署と協力し、川越産さつま芋を使用したプリンの開発を行い、昨年度から児童生徒に提供しております。今後も、川越産農作物や旬の野菜を多く使用した給食を提供すると共に広報誌等で啓発し、地産地消を進めてまいります。

(3) 農業イベント等の充実について

学校や自治会単位での農業体験や直売会など、地域の交流を深めるようなイベントのほか、農作業を体験できるイベントや、収穫した農作物を料理して食べるイベントの充実を図っていただきたい。

また、農産物のアンテナショップや農家レストラン等の観光にもつながる施設の充実も促進していただきたい。

(回答)

地産地消の推進に向け、市民の皆様に身近な各地域で農産物が提供されている庭先販売所の設置やPRなどの運営支援を行うとともに、マルシェ等の農業イベントの開催を支援してまいります。

また、昨年度にリニューアルオープンした川越市グリーンツーリズム拠点施設を活用し、川越産農産物の情報発信や川越産農産物を活用する飲食店のPR等を行ってまいります。

(4) 川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消（商）」について

引き続き、川越産農産物ブランド化連絡会への支援と事業の更なる発展に向けて、十分な予算の確保をお願いするとともに、農家と加工業者、販売業者等との異業種交流会の開催を進めていただきたい。

また、都心からのアクセスが良好であるという強みを活かし、川越産農産物の積極的な広報活動を行い、地産地消のみならず、地産外消（商）の消費拡大を図る取組を強化していただきたい。

(回答)

川越産農産物のブランド化につきましては、川越産農産物ブランド化連絡会の事業がさらに発展するよう、支援を継続してまいります。

今後も市内開催のイベント協力や市外イベントへの出店、ロゴマークの活用等を通じて、川越産農産物を広く周知するとともに、PRシートを活用した効果的な異業種交流会を開催し、販路拡大の支援に努めてまいります。

5 その他

(1) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等について

地域紛争や、円安、原油高などの影響で資材や肥料等が高騰しており、農業経営を更に圧迫しているため、国及び県に対して補助金等の支援の要望をお願いしたい。

(回答)

物価高騰対策といたしまして、国の臨時交付金を活用し、昨年度には市内農家等に対し、支援金を交付いたしました。また、本年度においては、本市農業の中核を担う認定農業者等に対し、支援金の交付に取り組んでいるところでございます。

今後も、国からの臨時交付金の状況を踏まえ、国や県の支援策や他市の動向も注視しながら、効果的な支援が行えるよう努めてまいるとともに、国及び県の補助金等の情報収集に努め、農業者へ情報提供を行ってまいります。

(2) 災害対策について

近年、各地で豪雨等の自然災害による農業被害が深刻な問題となっています。被害を未然に防止し、また最小限にとどめるため、関係機関との連携を図り、引き続き的確な防災対策情報の提供をお願いしたい。

(回答)

自然災害による農業被害を軽減するために、埼玉県から発表される農作物被害対策等を随時市ホームページ等でお知らせしております。今後もこれら情報の発信等に努めてまいります。

(3) 不法投棄の防止について

農道や農地への家電やごみ等の不法投棄が見られます。不法投棄防止対策として、引き続き看板の設置や周知を徹底するほか、未然防止のためのパトロールの更なる強化をお願いしたい。

(回答)

不法投棄対策といたしましては、不法投棄禁止看板の作成、パトロール等を実施しております。

今後も、川越警察署及び関係部署と連携し、不法投棄の防止に努めてまいります。

(4) 農地における野焼きについて

農地での野焼きについては、農業を営むために必要なものであるため、周辺住民の理解を深めるための広報活動等に力を入れていただきたい。

併せて、農業者に対しては、野焼きの際の留意点や近隣住民とのトラブル防止のため、引き続き助言・指導をお願いしたい。

(回答)

農作業の一環として行われる農地での野焼きにつきましては、広報紙等を活用し、市民の理解を図ってまいります。

併せて、農業者に向けては、農地の近隣の住民に配慮するなど、トラブル防止に向けた周知を図ってまいります。

(5) 農業委員会及び事務局に対する予算確保及び体制整備について

農業委員会における法令事務や、農地等の利用の最適化に関する活動が円滑に行えるよう、予算の確保をお願いしたい。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに事務局職員が、十分に職務を遂行できるよう、農政や土地行政の経験職員の配置等による人員体制の充実をお願いしたい。

(回答)

予算につきましては、内容を精査し、業務等に支障が生じないよう措置してまいります。

また、職員の配置につきましては、所管業務が適切に遂行されるよう、個々の職員の能力、経歴等を踏まえ、引き続き行ってまいります。